

1 実施方針

- 公共建築物の効果的で質の高い木材利用促進とともに、市内設計事務所のノウハウ・技術力向上を図るため、金額の多寡（競争入札）や設計案の選定（コンペ方式）でなく、知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した設計者を選定するプロポーザル方式を実施
- 幅広く参加機会を提供し様々な市内設計事務所の確保につなげるため「公募型」を採用
- 児童に木に触れる機会を提供するため、平成29年度以降に整備予定の公立保育所等を対象

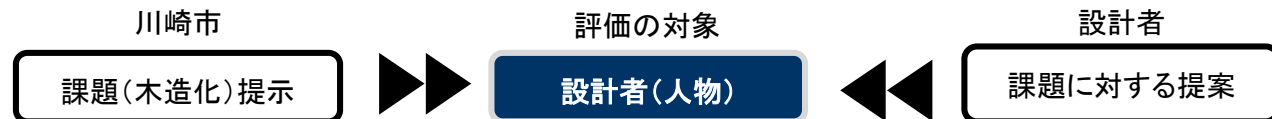


図 「プロポーザル方式」のイメージ

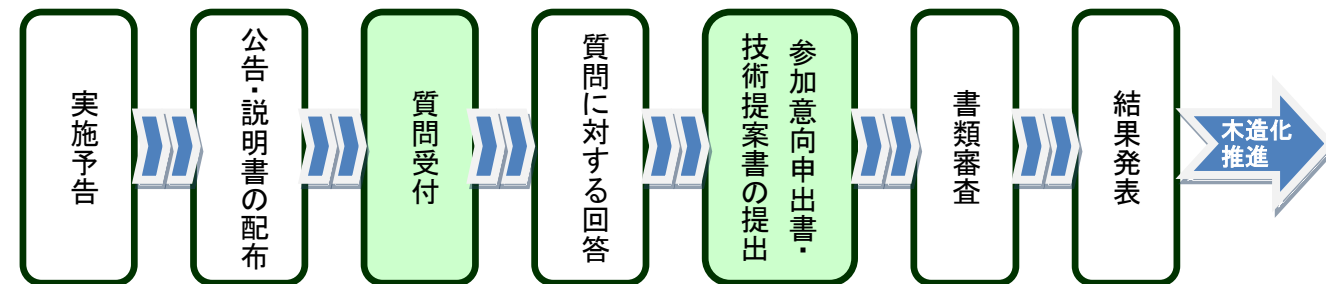


図 「簡易公募型」の手順

2 参加資格要件

(1) 応募者の要件

- ① 建築士法の規定に基づく一級、二級又は木造建築士登録事業者であること。
- ② 平成29年2月13日時点で、本市の競争入札参加資格を有し、登録事業者であること。
- ③ 川崎市内に本社が所在している。
- ④ 次を満たす建築物について、基本・実施設計及び設計監理業務を一連で行った実績があること。
(企業又は管理技術者個人の実績)
(ア) 木造で延べ面積50㎡以上の「非住宅」施設（倉庫、車庫等を除く）
(イ) 平成20年2月13日から平成29年2月13日までの期間に竣工
- ⑤ 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者及び一級、二級又は木造建築士免許取得後5年以上の経験を有する意匠主任技術者かつ木造建築物の許容応力度設計の経験を有する構造主任技術者を配置していること。なお、管理技術者は応募者の組織に所属していること。
- ⑥ 5年以上の業務経験かつ本業務対象施設と同等以上の設計に関する実績を有する電気設備主任技術者及び建築設備士又は設備設計1級建築士を有する機械設備主任技術者を、それぞれ1名配置できる者であること。
- ⑦ 5年以上の業務経験かつ「木造」で延べ面積500㎡以上の施設に関する実績を有する工事費算出のための積算主任技術者を1名配置できる者であること。

(2) 協力者等の要件

- 管理技術者及び主任担当技術者（意匠）を除く分野の協力者又は協力事務所を加える場合、上構造主任技術者に関しては上記⑤、電気設備及び機械設備主任技術者に関しては⑥、積算主任技術者に関しては⑦に掲げる条件を満たす者であること。（協力者等となった者及びその者の所属する建築設計業者は本プロポーザルの応募者となることは不可）

3 審査概要

(1) 審査方法

- 庁内関係局職員等で構成するプロポーザル選定委員会において、応募者の提案等について採点評価（書類審査）を行う。
- 採点評価の方法として、主に設計実績や資格に基づき採点する「一次審査」と、技術提案書に基づき採点する「二次審査」の合計得点で評価

(2) 審査の流れ

<一次審査>

- 提案者が有する設計のノウハウ・技術力を判断するため、下記、評価ポイントに対する評価点を設定し、それぞれ採点を実施

[評価ポイント]

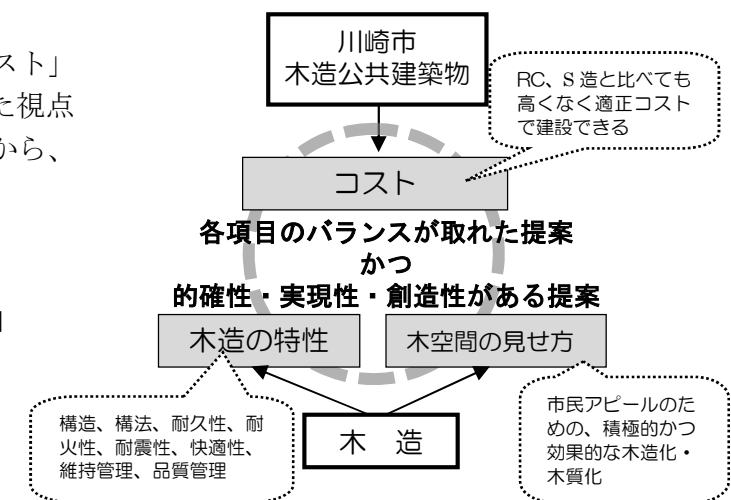
- ・ 応募者の業務実績【木造による同規模・類似用途の業務実績数】
- ・ 業務遂行に支障のない実施体制【配置技術者の資格及び同規模・類似用途の業務実績】
- ・ 実施方針的的確性・妥当性【合理的な構造計画やコスト検討のできる体制等】

<二次審査>

- 本市の木造公共建築物に求められる「コスト」「利便性・安全性」「PR効果」といった視点に対する理解・提案能力を判断する観点から、以下を評価ポイントとする。

[評価ポイント]

- ・ 「コスト」を考慮した上で「木造の特性」「木空間の見せ方」に配慮した提案能力を有しているか
- ・ 「的確性」「実現性」「独創性」ある提案能力を有しているか



- 各提案事項に対する評価配分を設定した上で、上記、評価ポイントを踏まえ5段階で採点

表 提案事項と評価配分

	提案事項	評価の配分		
		コスト	木造の特性	木空間の見せ方
課題に対する提案	(構造上の合理性を踏まえた) 平立面計画	◎	◎	○
	スパン・モジュール計画	◎	○	○
	(木を効果的に見せる) 内外装・ディテール計画	◎	○	◎
	(構造材や使用部位等の特性に応じた) 木材の選定	◎	○	○
	建築意匠と調和した設備計画	◎	△	○
	木造に応じた設備設計・省エネ手法	◎	○	△
	総合的なコスト検討	◎	○	○

※ ◎は特に重視する事項を示す。
※ 上記事項以外の提案内容については、記載内容に応じて適宜採点を行う。